

選挙運動費用収支報告書の閲覧の要領

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条（報告書の公表、保存及び閲覧）第4項の規定による選挙運動に関する収支報告書（以下「報告書」という。）の閲覧については、次に定めるところによる。

- 1 閲覧の場所 函館市選挙管理委員会事務局事務室とし、事務室から持ち出してはならない。
- 2 閲覧の時間 執務時間中とする。
- 3 報告書の取扱い 報告書は、丁寧に扱い、破損し、汚損し、または加筆等の行為をしてはならない。
- 4 閲覧の方法等
 - (1) 閲覧の方法は、読取りによるものとし、筆記による転写以外は認めない。
 - (2) 閲覧をさせる報告書は、申請により特定した候補者に係るものに限るものとする。
 - (3) 閲覧の対象は、報告書に限るものとし、附属書類の閲覧は認めない。
- 5 閲覧の不許可 閲覧の申請が専ら営利を目的としたものと認められる場合には、閲覧は許可しない。
- 6 閲覧の停止等 この要領に違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。
- 7 閲覧の申請 閲覧をしようとする者は、別記様式の申請書により函館市選挙管理委員会に申請しなければならない。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

別記様式

選挙運動費用収支報告書閲覧申請書

年 月 日

函館市選挙管理委員会委員長 様

住所

申請者 氏名 印

電話番号 ()

次のとおり, 選挙における
選挙運動費用収支報告書の閲覧をしたいので申請します。

閲覧の日時	月 日	午前(午後) 時 分から	午前(午後) 時 分まで
閲覧を希望する候補者の氏名			
閲覧者	氏 名		
	住 所		
	職 業		
	申請者との関係		

委員長	事務局長	選挙課長	主 査	係	扱